

# 明るい選

平成26年3月(No.26)

発 行 小郡市明るい選挙推進協議会 (小郡市選挙管理委員会内)

# 4月20日(日)は 小郡市議会議員一般選挙の投票日です

午前7時~午後8時

# 投票日に投票所に行くことができない場合は…

## ◇期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガなどで 歩くことが難しい人などは、投票日前に投票することができます。

- ◆期間 4月14日(月)~4月19日(土)
- ◆時間 午前8時30分~午後8時
- ◆場所 市役所北別館1階 中会議室



## ◇不在者投票

#### 【滞在地における不在者投票】

選挙期間中、出張や旅行などにより、他市町村に滞在している人は、その滞在先の市町村の選挙管理委 員会で、投票日前に投票することができます。

#### 【指定病院、施設などにおける不在者投票】

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在 者投票事由に該当する人は、施設の管理者に申し出て、施設で投票することができます。

# ◇郵便等による不在者投票

身体に一定程度の重度の障害などがある人は、自宅等で投票用紙に記入し、それを郵便等により送付す る方法によって投票することができます。なお、郵便等投票をするためには事前に必要な手続きをし、「郵 便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

# 小郡市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

小郡市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。説明会では、立候補届出手続きや選挙運 動の公費負担などの説明を行います。

- ◆日時 3月24日(月)/午後2時~
- ◆会場 市役所北別館2階 大会議室
- ◆対象 立候補予定者・出納責任者など立候補予定者1人につき3人まで
- ◆持参するもの 印鑑

# 明るい選挙とは、有権者一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、 不正に惑わされることなく、自分の考えで、正しく投票することです。

### ◇普段から政治と選挙に関心を持ち、有権者としての見る眼を養おう

選挙で代表者としてふさわしい人を選ぶためには、私たちが常に政治に深い関心を持ち、候補者の人物や政見、政党等の政策に対して、正しく見る眼を持って、主権者として自覚ある一票を投じることが必要です。

### ◇三ない運動「贈らない!」「求めない!」「受け取らない!」

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄 附を求めることも禁止されています。

政治家は有権者に寄附を「贈らない!」 有権者は政治家に寄附を「求めない!」 有権者は政治家からの寄附を「受け取らない!」

### ◇投票所に行こう!

4月20日の小郡市議会議員一般選挙では、よりよいくらしや社会づくりのために、私たち一人ひとりが 大切な一票を投票しましょう!

# インターネット選挙運動



平成25年の法改正により、インターネットによる選挙運動ができるようになりました。

選挙運動とは、特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として、投票を得る(得させる)ために直接または間接的に有利な行為のことです。選挙運動は、公示・告示日から投票日前日(「選挙運動期間」と言います。)までしかできません。



# ◇次の選挙運動ができます

- ○有権者は、インターネット(ホームページやブログ、フェイスブックなどのSNS、動画共有サイトなど)を利用した選挙運動ができます。
- ○候補者・政党等は、インターネットと電子メールを利用した選挙運動ができます。

# ◇禁止行為に注意しましょう

インターネット選挙運動では禁止されている行為があります。特に次のことにご注意ください。

- ○未成年の選挙運動は禁止されています!
- ○有権者は電子メールを使った選挙運動はできません!
- ○ホームページや電子メールなどを印刷して頒布することができません!
- ○選挙運動期間以外は選挙運動をできません!

問合せ先 選挙管理委員会事務局☎72-2111内線622